



平成30年2月14日

各 位

会 社 名 ダントーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 加 藤 友 彦
(コード番号5337 東証第1部)
問合せ先 総務部長 前 山 達 史
(TEL (06)4795-5000)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を100株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るため、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年4月1日

(ご参考)

上記変更に伴い、平成30年4月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 第8条(単元株式数)の変更は、平成30年4月1日に効力が発生するものとし、本附則は同日をもって削除する。

(3) 効力発生日

平成30年4月1日

以 上